

医療機関内における携帯電話等の使用に関する指針を説明しました

～医療機関内で携帯電話等を安全に使用するための留意点～

今、生活になくなくてはならなくなっている、スマートフォンをはじめとする携帯電話。これは、入院されている方においても、同様です。

携帯電話等を病院内の医用電気機器に悪影響を及ぼすことなどがないように安全に使用していただくために策定された「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」について、北陸総合通信局は「携帯電話等の医用電気機器への安全性に関する説明会」を、2月28日、金沢市内で開催しました。



北陸総合通信局
星 克明局長 講演1

説明会では、講演1として、指針を作成した「電波環境協議会作業部会」に総務省電波環境課長として検討に参加していた星 克明北陸総合通信局長から、検討の背景及び必要性から、作業部会での検討結果について説明がありました。

引き続き、作業部会での検討結果に基づき作成された当該指針の概要、一般利用者向けルール、医療従事者向けルール、ルールの周知方法、医療機関や医用電気機器関係機関に期待される事項の説明等がありました。

休憩を挟み、講演2として、医療機関でのICT活用の事例について、金沢医科大学 医学部医学教育学 教授 堀 有行様から、ご講演いただきました。

この中では、実例としての金沢医科大学病院での携帯電話等使用基準、そして研修医、学生を含めて効率的に電子カルテを活用する工夫とその運用管理についてのご説明がありました。



司会進行：
伊辺監視調査課長

主に医療関係者からなる58名の参加者は、病院内で一般利用者や医療従事者が安全に携帯電話等を使用するために病院毎に策定されるルールの指針となることから、熱心に聴講されていました。



説明会場の様子



金沢医科大学
医学部医学教育学 教授
堀 有行様 講演2

お問い合わせ先：無線通信部 監視調査課 076-233-4440